

南丹市「介護予防・日常生活支援総合事業」の概要について

H29.3 南丹市高齢福祉課

南丹市では「介護予防・日常生活支援総合事業」（以下、「総合事業」という。）を平成29年4月から実施しますが、その概要については次のとおりです。

※今回お知らせする内容について、変更が生じた場合は随時お知らせをします。

■ 1、南丹市「介護予防・日常生活支援総合事業」の概要について

南丹市では、総合事業を『南丹市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成29年南丹市告示第50号）』に基づき実施します。

また、総合事業における事業者の指定等については、次の要綱を確認してください。

〈事業者指定の手続きについて〉

- ・『南丹市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定等に関する要綱（平成29年南丹市告示第51号）』

〈事業者指定の人員・設備及び運営等の基準について〉

- ・『南丹市介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号事業の人員、設備及び運営並びに指定第1号事業に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める要綱（平成29年南丹市告示第52号）』

■ 2、南丹市における総合事業の構成（平成29年4月現在）

事業構成		実施機関	事業内容
介護予防・生活支援サービス事業	第1号訪問事業 (訪問型サービス)	訪問介護相当サービス	指定事業者
		くらし安心サポート事業(訪問型サービスA)	委託事業者
	第1号通所事業 (通所型サービス)	通所介護相当サービス	指定事業者

生活支援サービス事業 介護予防・	第1号介護予防支援事業 (介護予防ケアマネジメント)	地域包括支援センター	対象者に対し、介護予防及び日常生活支援を目的として、その心身の状況、その置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、適切な事業が包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行うもの
一般介護予防事業	介護予防普及啓発事業	市及び委託事業者	高齢になってもできる限り医療や介護を必要とする状態にならないよう、健康増進や介護予防活動の普及・啓発を行うもの
	地域介護予防活動支援事業	市、委託事業者及び市民	地域において、介護予防活動の育成・支援を行うもの

※上記、表中の旧法とは「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)第5条の規定による改正前の介護保険法」のことをいいます。

■ 3、総合事業を開始するための手続き

〈事業者の指定〉

指定を受けるサービス	事業者区分	指定手続
・訪問介護相当サービス 又は ・通所介護相当サービス	①平成27年3月31日において介護予防サービスの指定を受けていた事業者 (※みなし指定を受けている事業所)	・指定申請は不要です。 (平成30年3月31日までみなし指定) ただし、平成30年4月1日以降も引き続きサービスを行う場合は、指定更新が必要。
	②平成27年4月1日以降に新規開設した事業者 (※みなし指定の対象ではない事業所)	・指定申請が必要です。

〈指定事業者の手続き〉

手続き	提出期限	必要書類など
新規申請	指定日の前月の1日	・「指定申請書及び添付書類」 ・審査後、指定通知を交付
指定更新	有効期間満了の1ヶ月前の月末日	・「指定更新申請書及び添付書類」 ・審査後、指定更新通知を交付
変更	変更後10日以内	・「変更届出書」 ・変更内容が分かる書類
廃止・休止	廃止・休止日の1ヶ月前	・「廃止・休止届出書」
再開	事業再開後10日以内	・「再開届出書」 ・従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表

(1) 指定申請の手続き

●訪問介護相当サービス・通所介護相当サービス

【みなし指定を受けている事業者】

平成27年3月31日までに「介護予防訪問介護」「介護予防通所介護」の指定を受けていた事業者は、市内市外を問わず平成30年3月31日まで総合事業の指定を受けたものとみなされ、その後も引き続き、「訪問介護相当サービス」「通所介護相当サービス」を行う場合は、平成30年3月31日までに指定更新が必要となります。

【みなし指定を受けていない事業者、新規に指定を受ける事業者】

平成27年4月1日以降に「介護予防訪問介護」「介護予防通所介護」の指定を受けた事業者は、みなし指定の対象にならないため、総合事業のサービスを提供するまでに「訪問介護相当サービス」「通所介護相当サービス」の指定が必要となります。

また、総合事業のサービスを新たに提供しようとする事業者は南丹市の指定を受ける必要があります。

〈留意事項〉

- ・南丹市の事業者指定は、本市の被保険者（住所地特例者を除く）及び南丹市に住民票のある他市町村の住所地特例者にのみ効力を有します。
- ・上記以外の者にサービスを提供する場合、利用者に応じた保険者に別途指定申請を行う必要があります。
- ・総合事業の指定又は指定更新の有効期間は6年です。

(2) 変更届出書等

- ・指定内容に変更があった場合は、変更があった日から10日以内に届出が必要。
- ・事業所の廃止、休止をする場合は、その日の1ヶ月前までに届出が必要。
- ・事業の再開をする場合は、再開をした日から10日以内に届出が必要。

(3) 指定の拒否

指定を受けようとする事業者より指定又は指定の更新の申請があった場合において、下記のいずれかに該当するときは、「南丹市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定等に関する要綱」により南丹市は指定又は指定の更新を行いません。

〈指定の拒否の理由（主なものを抜粋）〉

- ①申請者が法人でないとき。
- ②申請にかかる事業所の従業者の人員・設備・運営等の基準を満たしていないとき。
- ③申請者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団又は暴力団関係者であるとき。
- ④指定の申請前5年以内に居宅サービス等又は第1号事業に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
- ⑤その他、要綱に規定する事由に該当するとき。

■ 4、定款、運営規程、契約書及び重要事項説明書について

総合事業の実施に伴い、各事業所における「定款」、「運営規程」、「契約書」及び「重要事項説明書」の見直しが必要となります。下記についてご確認ください。

【定款・運営規程】

事業の種別が書かれている定款の条文や運営規程について、介護保険法で使用されている用語を追加していただくことが適当であると考えます。

表：用語の変更例

現行	変更後（例）
介護予防訪問介護	介護予防訪問介護及び第1号訪問事業
介護予防通所介護	介護予防通所介護及び第1号通所事業

条文中に予防の訪問・通所を含んだ「介護予防サービス」という表現を用いている場合も、上記の用語を追加していただくことが適当であると考えます。「及び」でつなげず条文を新たに追加していただいても良いと考えます。

現行	変更後（例）
介護予防サービス	介護予防サービス、第1号訪問事業 及び第1号通所事業

〈留意事項〉

老人福祉法に基づく表現になっている場合等は、既に総合事業の内容が含まれているため用語の追加は不要となります。

変更が不要な表現（例）	備考
老人居宅介護等事業	「第1号訪問事業」が含まれている
老人デイサービス事業	「第1号通所事業」が含まれている

注意：

- 1、みなし指定を受けていない事業者は、総合事業に係る指定申請に添付する定款などについて、変更後の定款などを添付する必要があります。やむを得ず、定款変更前に申請する場合は、現在の定款などの写しを添付し、変更の手続きが終わりましたら、速やかに変更後の定款及び登記事項証明書などを提出してください。
- 2、定款などの変更例が全ての法人の定款に当てはまるわけではありません。定款変更については、必ずそれぞれの所轄官庁へ確認してください。
- 3、他市町村の被保険者がサービスを利用される場合も考えられます。その場合は、経過措置の関係で改正前の旧法の効力を有するので下記の用語は削除しないでください。

①「介護予防訪問介護」…平成30年3月31日まで消さずに残す。

②「介護予防通所介護」…平成30年3月31日まで消さずに残す。

【契約書・重要事項説明書】

契約書や重要事項説明書については、提供するサービスが変わるため、事業名称について変更の必要があります。

表：用語の変更例

現行	変更後（例）
介護予防訪問介護	第1号訪問事業（※1）
介護予防通所介護	第1号通所事業（※2）

※1、2は必要に応じて、「訪問介護相当サービス」「通所介護相当サービス」などのサービス名等を記載することも可です。

〈留意事項〉

- ・介護予防訪問介護又は介護予防通所介護を利用している利用者が、総合事業の利用者となった場合、サービス名称の変更に伴い改めて契約書の取り交わしや重要事項説明書を再交付することが適当ですが、提供されるサービスなどの内容について利用者に誤解が生じないように説明した上で、同意を得る又は覚書などを取り交わすといった対応でも差し支えありません。

■ 5、総合事業における『事業対象者』について

（1）事業対象者

従来「要支援者」に該当する者で、要支援認定は受けずに、『基本チェックリスト（25項目）』で一定の項目に該当し、アセスメントにより生活機能の低下が見られた方。

（2）事業対象者の有効期間

事業対象者の有効期間	
未認定者 ⇒事業対象者（新規）	期限の設定はありません。
要支援認定者、要介護認定者 ⇒事業対象者（更新）	期限の設定はありません。 ※事業対象者の有効期間開始日は、認定有効期間終了日の翌日以降です。
事業対象者⇒要支援（要介護）認定者	認定の有効期間開始の前日まで

（3）事業対象者の転出について

「事業対象者」が他の市区町村に転出するときは、要介護（要支援）認定と異なり「事業対象者」としての認定は引き継がれません。（※受給資格証明書の発行はありません。）

本人が「事業対象者」の手続きを希望される場合は、改めて転出先の市区町村が定めたルールによる手続きが必要となります。

(4) 1ヶ月あたりの支給限度額

事業対象者及び要支援1・要支援2の支給限度額（平成29年4月1日以降）は次のとおりです。

利用者区分	サービス利用パターン例	ケアマネジメントに係る費用	区分支給限度額
事業対象者	総合事業サービスのみ	介護予防ケアマネジメント費（様式第七の三）	5,003 単位
要支援1	予防給付サービスのみ	介護予防支援費（様式第七の二）	5,003 単位
	予防給付サービス＋総合事業サービス		
	総合事業サービスのみ	介護予防ケアマネジメント費（様式第七の三）	
要支援2	予防給付サービスのみ	介護予防支援費（様式第七の二）	10,473 単位
	予防給付サービス＋総合事業サービス		
	総合事業サービスのみ	介護予防ケアマネジメント費（様式第七の三）	

※上記の表における様式は、国保連合会の様式を表しています。

■ 6、総合事業の事業費請求について

現行の介護予防訪問介護・介護予防通所介護は、総合事業では「訪問介護相当サービス」、「通所介護相当サービス」として、基準・単価・加算等を現行と同様に設定して実施します。

ただし、総合事業のサービスコード（請求コード）は現行とは異なりますので注意が必要です。

※サービスコードの詳細は、別紙のサービスコード表をご覧ください。

(1) サービスコード

サービス種類	事業所種類	サービスコード種類
介護予防訪問介護	現行サービス	6 1
訪問介護相当サービス	平成27年3月31日までに介護予防訪問介護の指定を受けた事業者（みなし）	A 1
	平成27年4月1日以降に介護予防訪問介護の指定を受けた事業者（独自） ※南丹市の指定を受けた事業者	A 2
介護予防通所介護	現行サービス	6 5
通所介護相当サービス	平成27年3月31日までに介護予防訪問介護の指定を受けた事業者（みなし）	A 5
	平成27年4月1日以降に介護予防訪問介護の指定を受けた事業者（独自） ※南丹市の指定を受けた事業者	A 6

〈留意事項〉

- ・訪問介護相当サービス及び通所介護相当サービスは、現行の介護予防訪問介護、介護予防通所介護と同様の基準（単価）により実施します。
 - ・介護報酬は現行と同じ、月額包括報酬（ただし、日割り計算あり）とし、1回あたりの単価は設定しておりません。
 - ・総合事業の『事業対象者』について、南丹市では「要支援1相当者」若しくは「要支援1より軽度の方」を想定しております。
- したがって、支給限度額は要支援1と同様の5,003単位と設定しており、サービス利用回数についても、現行の要支援1と同様の回数は利用可能としております。

注) 事業対象者が要支援1のサービス利用量を超えることは想定しておりません。

例えば、要支援1で介護予防通所介護が週1回利用できる場合、事業対象者も週1回の利用を限度とします。

(2) 訪問介護相当サービスの単価

サービスコード		サービス内容／種類	単位	南丹市の対象
種類	項目			
A 1	1 1 1 1	訪問型サービスⅠ	1月につき 1,168 単位	事業対象者、要支援1・2 週1回程度の訪問型サービス が必要とされた者
A 2				
A 1	1 2 1 1	訪問型サービスⅡ	1月につき 2,335 単位	事業対象者、要支援1・2 週2回程度の訪問型サービス が必要とされた者
A 2				
A 1	1 3 2 1	訪問型サービスⅢ	1月につき 3,704 単位	要支援2 週2回を超える程度の訪問型 サービスが必要とされた者
A 2				

※各種加算・減算は予防給付と同様です。

(3) 通所介護相当サービスの単価

サービスコード		サービス内容／種類	単位	南丹市の対象
種類	項目			
A 5	1 1 1 1	通所型サービス1	1月につき 1,647 単位	事業対象者、要支援1
A 6				
A 5	1 2 1 1	通所型サービス2	1月につき 3,377 単位	要支援2
A 6				

※各種加算・減算は予防給付と同様です。

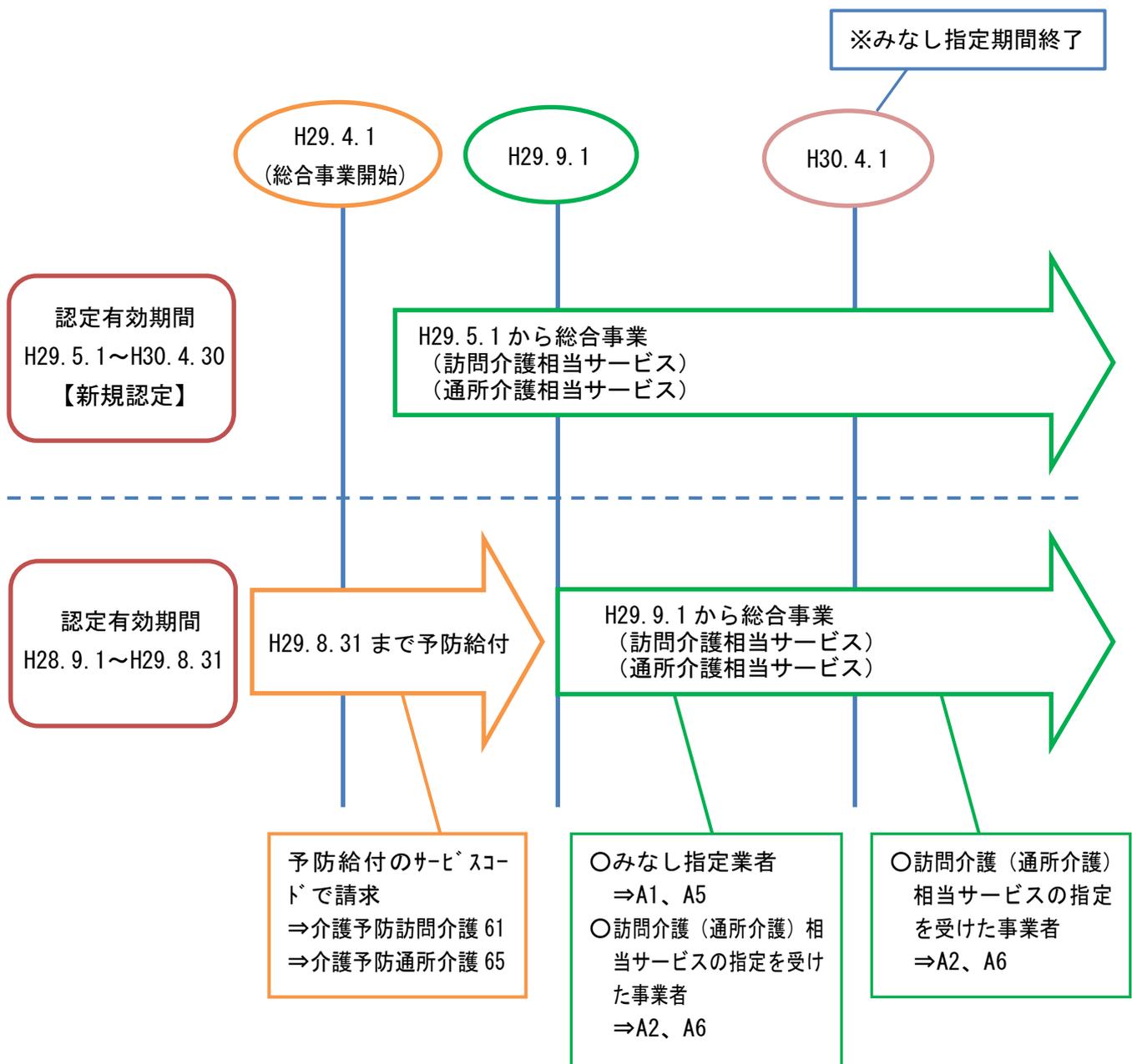
参 考

■使用するサービスコード表の変遷について

(予防給付利用者が、総合事業「訪問介護相当サービス」「通所介護相当サービス」に移行する場合)

○総合事業の開始時点 (H29. 4. 1) で要介護認定有効期間の途中にある方は、次回の認定更新までの間は、現行の予防給付を受けることになります。認定更新後は、総合事業から給付を受けることになります。

○平成30年3月31日で「介護予防訪問介護」「介護予防通所介護」の指定期間が終了します。



例：要支援1 みなし指定事業所の介護予防訪問介護を利用の場合 (上図参照)

予防給付請求コードを使用 請求コード：61 1, 168 単位/月で請求

⇒ 請求コード：A1 1, 168 単位/月で請求

■ 7、総合事業に係る介護予防ケアマネジメント

(1) 基本的な考え方

- ・高齢者が要介護状態になることをできるだけ防ぎ、要支援・要介護状態になっても状態がそれ以上悪化しないようにすることを目的に、高齢者自身が地域において自立した日常生活を送れるよう、ケアマネジメントのプロセスに基づき支援するものです。
- ・総合事業の介護予防ケアマネジメントは、対象者のアセスメントを行い、目標を設定し、達成に向け介護予防の取組を生活の中に取り入れ、自ら実践、評価できるように支援します。また、自ら地域での活動を継続することにより「心身機能」「活動」「参加」の視点を踏まえた内容となるように選択を支援していくことが重要です

(2) 実施主体

- ・介護予防ケアマネジメントは、被保険者の住所のある地域包括支援センターが担当します。
- ・住所地特例施設の場合で、施設に住所を移している住所地特例者は、施設所在地の地域包括支援センターが担当します。
- ・要支援者及び事業対象者の介護予防ケアマネジメントは従来介護予防支援と同様に、業務の一部を居宅介護支援事業所へ委託することができます

(3) 対象者とケアプランの種類

作成するケアプランの種類は、対象者及びサービスの種類により次のとおりとなります。

対象者	利用するサービス	プランの種類
事業対象者	総合事業サービスのみ	介護予防ケアマネジメント
要支援1・2	総合事業サービスのみ	介護予防ケアマネジメント
	予防給付サービスのみ	介護予防支援
	予防給付サービス＋ 総合事業サービス	介護予防支援

(4) 介護予防ケアマネジメント費

対象者	利用するサービス	サービスコード 種類	単位
事業対象者	介護予防ケアマネジメント費 (介護予防ケアマネジメントA)	A F	430単位
要支援1・2	介護予防支援費	46	430単位
	介護予防ケアマネジメント費 (介護予防ケアマネジメントA)	A F	430単位

※サービスコードの詳細は、別紙をご覧ください。

※介護予防ケアマネジメント費について、南丹市独自のサービスコードを使用しますのでご注意ください。